

9月定例会の議案質疑等の内容

9月定例会（9月4日から26日まで開催）では、市長提出議案26件のほか、議員提出議案2件、請願3件を審議しました。質疑、討論の主な内容は下記のとおりです。

一般会計決算

歳入

問 秩父まつり会館入館料が、29年度決算比+952万円（対予算比+205万円）であるが、内訳と評価は。

答 29年7月より入館料を引き上げた事と、リニューアルに伴い入館者が増えたことによる。今後もPR活動を行い入館者増を目指す。

問 ふるさと納税寄附金について、過度な返礼品をやめるよう国からの指導もあるが市の状況は。

答 返礼率の高い物で35%程度であったものを30%に引き下げている。また、地域経済活性化に資する観点から市内事業者が生産している物に限定している。また、姉妹都市の施設利用券も地場産品と同様と考えて返礼品としている。

歳出

問 通学定期購入補助金482万3260円の内訳は。
答 バス通学定期券への補助金額が266万2580円、申請件数は571件。鉄道通学定期券への補助金額が216万680円、申請件数は361件。

問 ウッドスタート業務委託料の内容は。

答 秩父産木材を使用し、秩父の木工職人が製作する木のおもちゃを赤ちゃんへプレゼントする誕生祝い品事業を27年度より取り組んでいる。特定非営利活動法人芸術と遊び創造協会へ委託したもの。

問 生活保護世帯数と相談件数、認定件数は。

答 29年度の生活保護世帯数は549世帯、相談件数は139件、認定件数は60件。

問 ケースワーカーの負担解消についての検討と、窓口での対応は。

答 29年度と30年度に人員増となり、28年4月では1人あたり92世帯であったのが30年4月では1人78世帯と軽減することができ、国の標準数である80世帯をクリアすることができた。また、窓口での対応は相談支援員を配置し窓口や電話で初期の対応を行い生活保護を必要とする場合はケースワーカーへ繋ぐ対応を行っている。



誕生祝い品

問 天ぷら油の再生事業の成果と課題は。

答 29年度の天ぷら油回収量は約1万7千リットルでBDF製造量は5千リットル。課題はBDFの使用先が年々減り続けていること。引き続き天ぷら油の回収を行うこととし、BDFを製造するのではなく、そのまま使用できる方法について検討をしている。

用語解説

【BDF（バイオディーゼルフューエル）】

菜種油や廃食用油などから製造される、ディーゼルエンジン用の燃料。

国民健康保険特別会計

問 人間ドック検診費補助金について、男女別・年代別の利用状況は。

答 補助を受けた方は男性656人、女性568人、総数1224人。年代別では35歳から40歳が10人、41歳から50歳が63人、51歳から60歳が124人、61歳から70歳が73人、71歳以上が254人。

介護保険特別会計

問 地域サロンの活動状況は。
答 30年8月末時点で、秩父地域23団体、吉田地域7団体、荒川地域4団体、総参加者数が約760人。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正

問 将来にわたり継続的に秩父新電力株式会社へ市の職員を派遣する考えか。

答 条例改正案可決後に様々な取り決めをしていく。その中に職員派遣に関する具体的な内容も含まれる。株式会社への職員派遣は法律上3年間が限度となっている。最終的には市の職員派遣がなくても目的を果たせるようにすべきと考えている。



の様子（本庁舎4階）

一般会計補正予算(第2回)

問 下郷児童館の改修内容は、宮地児童館の機能の移転のために、浴室の解体、幼児用トイレ、子育て支援相談室、図書館、園庭と遊具、車両進入口の設置、防火水槽の修繕などを行う。



下郷児童館

問 財政調整基金と公共施設整備基金にそれぞれ9億円、1億円を積立しているが、その背景にある考え方は。

答 29年度の決算における一般会計の実質収支が約18億円であった。地方財政法では剰余金の2分の1を下らない金額を繰上償還に充てるか積立をすることとされている。財政調整基金は30年度に10億円を取り崩したので、額を回復するために9億円を積立、公共施設整備基金は30年度に2億円弱を取り崩したので、財源を留保するために1億円を積み立てた。

重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正

討論

反対

今回の改正は、県が行う重度心身障害者医療費助成制度に所得制限が設けられたため、市でも同様に360万4千円以上の所得がある対象者には助成を行わないとするものである。

県がこの所得制限の実施に踏み切るのが31年1月1日からであり、北本市のように所得制限を導入しない自治体もある。重度心身障害者の医療の抑制や治療の中断を避けるという福祉的・人道的視点で見れば、市の単独事業として支給継続を行った場合の費用の検討は行っていかざるべきである。

また、議案提案に至る手続の過程で、障がい者団体等市民の声の聴取および説明が不十分であること等から反対する。

受動喫煙防止対策に関する請願

討論

賛成

受動喫煙防止に関して、条例化による一律的、強制的な規制ではなく、事業者の自主的な取組みによる受動喫煙防止対策を行いたい旨がうたわれている。

一部自治体においては条例が成立したが一律的、強制的な内容に賛否が問われている。様々な業界団体は、受動喫煙を防止することに異論を唱えるものではなく、東京オリピック・パラリンピックを控え受動喫煙防止に関して喫煙環境の見える化や、分煙等の対策を率先して行ってきた経緯がある。

事業者に対し一律的、強制的な規制をかけずとも、受動喫煙を防止することは可能であるとともに、喫煙者、非喫煙者に、飲食施設等の禁煙、喫煙を自由に選択させることも可能であるため賛成する。



9月定例会本会議

消費税増税中止を求める意見書の提出を求める請願

討論

賛成

保護者・事業者や施設管理者等の役割として受動喫煙防止についての努力義務を課している。

受動喫煙防止を確実に進めていくことは、自治体による条例での一定の規制無しには出来得ない、と考えていることから、受動喫煙防止対策を事業者の自主性に任せるとするこの請願に反対する。

住民の暮らし、地域経済、地方自治体が元気になり、豊かさを実感できる日本を実現するために、景気の好転を呼び起こす必要がある。

さらなる増税が実行されれば消費を抑制する行動が生まれ、企業の生産量の減少が起これ、不景気のスパイラルの発動が懸念される。

日本が成熟した福祉国家へと成長をしていくために、将

反対

政府は消費税率10%引き上げに当たり、家計への負担を軽減し、景気を失速させないよう万全の対策を講じると明示している。

柱となるのは軽減税率の導入であり、酒類や外食を除く飲食料品全般等は8%のまま据え置かれる。中小企業は軽減税率への対応支援として軽減税率対策補助金を支給する。増収分は社会保障費の充実に充てる方針を示している。

以上のように政府は消費税率引き上げに向かって動き出していることから反対する。

議員定数の3人減を決定

次回の市議会議員選挙から秩父市議会議員の定数が22人から19人になります。

討論

秩父市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を賛成多数により可決しました。

賛成

議会は自治体の予算により運営されていることを顧みれば、自治体の財政予測と切り離して考えることはできない。議会改革特別委員会での検討を通じて、常任委員会の構成人数について、「最低でも6人の委員で構成されること望ましい」という考えが基準として共有され、その基準から3つの各常任委員会に6人ずつの委員を配置する人数に議長を加えた19人の議員数が、現状において相応しいという意見に集約されたことに、大きな意義があったと考える。合議体としての議会の中で主要な役割を果たす常任委員会の審議のために必要な人数から議会の構成人数を導き出したことは、市議会での審議の質と多様な意見の表出の機会を一定確保することに重きをおいた結果といえるだろう。将来の時勢の変化に応じて、議員定数について再検討が必要となる場合には、今回の議員定数を定めるものとなった「常任委員会の6人体制」の基準を踏まえて、複数委員会

への所属なども含めた常任委員会の運営方法、常任委員会の再編成、委員会審議のあり方といった内容についての検討が必要と考える。

将来まで通用する秩父市議会のあるべき姿として「健全な委員会運営を実現していくこと」を中心に据えた基礎となる考え方を創ることができたことの意義を重く受け止め、特別委員会での一連の検討とその結果としての議員定数の変更を賛成する。

反対

議会の大きな役割である「行政あるいは市長のチェック」という機能を弱め、結果として市民の利益を損なうことになる。議員定数は、単に人口比に重きを置くのではなく、市固有の様々な事情や条件を勘案する中で、何人の定数が最善のかを十分に精査した上で、自らの定数を定めなければならない。

また、本提案に至る手続は余りにも拙速である。3月議会では議員定数を22人から20人へと削減するという提案があったが、本議案はさらにこれから1人を削減して19人にするという提案になっており、わずか半年余りの中で何故削減人数が1人増えたのか、その根拠も明確ではないことなどから反対する。

決算審査特別委員会の設置

本委員会は、9月定例会に提出された29年度の各会計決算の議案を審査するための特別委員会です。秩父市議会では、2年に一度、決算審査特別委員会を設置し、閉会中に議案審査を行っています。

〈所属議員〉

- | | |
|------|-------|
| 委員長 | 松澤 一雄 |
| 副委員長 | 大久保 進 |
| 委員 | 清野 和彦 |
| | 江田 徹 |
| | 土谷 眞一 |
| | 上林 富夫 |
| | 桜井 均 |
| | 堀口 義正 |
| | 笠原 宏平 |



現地調査の様子
(場所は旧セメント跡地)

意見書

9月定例会の最終日に、議員提出議案の意見書1件が提出され、審査の結果、原案のとおり可決されました。

可決された意見書は、内閣総理大臣をはじめ、関係行政庁等に送付されました。内容については、次のとおりです。

生態系への影響が指摘されているネオニコチノイド系農薬の規制を求める意見書

1 ミツバチの大量死に関して、原因究明のための徹底した調査及びネオニコチノイド系農薬による影響に関する調査を更に行うこと。

2 ネオニコチノイド系農薬の生態系やヒトの健康に与える影響についての調査を行うこと。

3 ネオニコチノイド系農薬の規制及び食品への残留農薬基準を見直し、強化を進めること。

